

訳者はしがき

植野 妙実子*

裁判規範の国際的平準化グループ（代表・植野妙実子）では、2015年6月29日及び12月22日に、講演会を開催したのでここにその翻訳を紹介する。

2015年6月29日には、パリ第一大学のベルラン・マチュー教授をお招きして、「フランスの合憲性優先問題」についての講演を行った。マチュー教授は、1956年生まれ、教授資格試験合格後、リヨン政治学院教授、ブルゴーニュ大学教授を歴任した後、1998年からパリ第一大学教授となっている。2014年までフランス憲法学会会長もつとめている。マチュー教授は2008年7月の憲法改正で導入された合憲性優先問題（事後的違憲審査制、QPCともいう）研究の第一人者であり、施行後33カ月の制度の運用についての著書も出版している（ベルラン・マチュー著 植野妙実子・兼頭ゆみ子訳『フランスの事後的違憲審査制』日本評論社2015年）。本講演は主にその後のQPCをめぐる動向について報告いただいた。QPCのシステムが、さまざまな影響をもたらし、裁判所間の対話をもたらしていることの詳細なお話をうかがうことができた。

2015年12月22日には、コンセイユ・デタ評定官のレジ・フレス氏をお招きして、「憲法院とコンセイユ・デタ」についての講演を行った。フレス氏は1952年生まれ、行政裁判官として活躍された後、2001年から憲法院で働かれ、2003年から2011年までは憲法院法務局局長をつとめられた。その後ニュー・カレドニア裁判所所長をつとめ、2012年12月から法務大臣の任命によりコンセイユ・デタ評定官をつとめている。講演では、憲法院とコ

* 所員・中央大学理工学部教授

ンセイユ・デタの制度の比較に関する詳細な報告があった。講演後、質疑応答が行われたが、その中で、二つの注目すべき点があったので、紹介しておく。

一つは、憲法院の事後審査において、条約適合性審査よりも憲法適合性審査（合憲性審査）を優先することについての質問である。フレス氏は実際的な理由と便宜的な理由を指摘した。前者としては、憲法院は職権で、提示されていない問題にまで踏み込んで審査をする。もし条約適合性の審査までするとするとすべての条約にかなっているかどうか詳細に審査しなければならない。そのような審査は実際には難しく、時間もかかる。後者としては、これまで法律の条約適合性審査は通常裁判所の任務であった。ここで急に憲法院がその任務を担うことになると、通常裁判所の管轄を侵すことになる。憲法院はあくまでも法律の合憲性審査を担い、憲法に関しては憲法院が最終的に判断をするという方がふさわしい制度である。

もう一つは、QPCは3ヵ月という短い期間で憲法院において判断を下さなければならず、急激に仕事が増えたことと思うが、どのくらいの人が憲法院で実際に働いているのか。また、憲法院とコンセイユ・デタとで、人々の交流や交換というようなことは行われているのか、という質問であった。これに対し、フレス氏は次のように答えた。「憲法院は50人程で動かしている。他方でイタリアやポルトガル、ドイツといったところの憲法裁判所では500人程が働いている [ちなみにコンセイユ・デタでは665人が働いている]。憲法院の事務総長には、コンセイユ・デタの評定官、ブルーノ・ジュヌヴォワ、ジャン＝エリック・ショッテル、オリヴィエ・シュラメック、マルク・ギヨームなどが着任している [なお、2015年に着任したローラン・ヴァレはコンセイユ・デタ調査官である]。憲法院の法務局は、行政裁判所裁判官、司法裁判所裁判官、国民議会の官僚の3人で構成されている。自分も行政裁判所の裁判官という資格で憲法院の法務局で仕事をしていた。QPCが始まって仕事も増えたので、法務局にコンセイユ・デタの調査官3-4人をパートタイムで雇う形にした。憲法院の裁判官（評定官）にアシスタントはつかない。これは他国の憲法裁判所裁判官に

はアシスタントがついているのと大きな違いである。QPCには、素早さと効果が期待され、3ヶ月で結論を出さねばならない。しかし、事案によっては、もっと早く結論を出すことが求められることもある。コンセイユ・デタでもより早く結論を出さねばならない場合があり、例えば非常事態宣言に関わる法律に関してはより早く対応した。憲法院はあくまでも合憲性審査に関わり、『最後の言葉』を発するのであり、これを他の裁判所は尊重する。人的な交流があることが裁判のあり方や、裁判手法に影響を与えているのは確かなことである」。憲法院やコンセイユ・デタの内側の実情を知ることができた有益な講演であった。

フランスの合憲性優先問題

——裁判のあり方の変容の証明——

La question prioritaire de constitutionnalité:
témoin et instrument des mutations de l'ordre juridique

ベルトラン・マチュー *

訳 植野 妙実子 **

兼頭 ゆみ子 ***

基本権の尊重に対する要求が増大し、これにともなって裁判所が重要な存在となるなかで、違憲審査制は、法制度全体において注目される手続となった。この点について比較法は、さまざまな違憲審査制の利点や欠点に関して不可欠な視座を提示しているが、対象となる国家の法的及び文化的な伝統を無視するような形でこの視座をあてはめるような試みには、非常に慎重になるべきであろう。

フランスの制度は、従来から存在する裁判所に対する不信を克服しなければならなかった。そして、抗弁による事後的な違憲審査手続、すなわち合憲性優先問題（以下、QPCともいう）が設置されたが、これによって、一部の人々が懸念していたような法的な混乱は生じなかった。大統領の任務の優越性に特徴がある第五共和制のシステムにおいて、国内実定法秩序のなかでは、憲法院の重要性が認められるようになってきている。しか

* パリ第一大学教授

Bertrand MATHIEU

Professeur de l'Université Paris I

** 所員・中央大学理工学部教授

*** 嘱託研究所員・中央大学兼任講師

し、憲法院は、法律に対しある程度慎重な態度を示し、立法府の政治的権限を尊重する意思を示している。立法府と憲法院の間に完璧な均衡が存在するわけではないが、元来、フランスでは自明の理ではなかった違憲審査制が、今日では法的・政治的慣習といえるものとなっている。

まず、本講演の目的である事後的違憲審査について次のことを指摘しておく。すなわち、この審査は事前の違憲審査に代替するものではない。政治的な発議に基づく違憲審査（事前審査）と、訴訟当事者が提起する違憲審査（事後審査、すなわち QPC）が共存している。

フランスの1958年第五共和制憲法には、基本権のカatalogueがなく、憲法裁判そのものについても書かれていない。憲法前文において1789年人権宣言と1946年第四共和制憲法前文が想起され、フランスの共和制の伝統に新たな制度を組み入れる意思が示されているのである。

変革のイニシアティブをとったのは憲法院である。憲法院は、第四共和制憲法前文に示されたもの、すなわち今日におけるいわゆる基本的権利と自由に関する法文を、法律の合憲性審査の参照規範のなかに組み込んだ。1971年の著名な「結社の自由」判決が、合憲性審査を確立する第一幕となった。第二幕は、当時の大統領、ジスカール・デスタンが主導し、1974年になされた憲法改正である。これにより、合憲性審査という新たな手段が政治的アクターに与えられた。すなわち、60名の国民議会議員、あるいは60名のセナ議員——すなわち議会における少数派——に憲法院への付託を認めたのである。憲法院が審査するのは、議会で可決されたが、まだ共和国大統領の審署を経ていない文書である。当該法律そのものの、あるいはそのなかの規定が憲法院により違憲と判断されると、それらは現行実定法秩序のなかに組み込まれない。

しかし、合憲性審査の発議は専ら政治的になされるにすぎず、公示された法律を裁判で争うことができないことには変わりはなかった。実際は、国際法上の義務、とりわけEU法と欧州人権条約上の義務に基づき、破毀院、後にはコンセイユ・デタの双方が、条約に適合しない法律の適用を退けるようになった。このような形で、裁判所が法律を判断する方法が確立して

きた。すなわち、憲法院は、政治的機関の付託による事前の抽象的審査として法律の合憲性審査を行い、通常裁判所（司法系列の裁判所や行政系列の裁判所）は、施行されている法律の適用段階において、訴訟の枠組みのなかで当該法律の条約適合性審査を行う、このように役割が分けられたのである。しかし、1974年以前に採択された多くの法律規定が施行されており、1974年以降においても事前審査が必ず行われてきたわけではない。このような事実から合憲性審査には死角があったのであるが、それにもかかわらず、適用段階における法律の合憲性は審査できないままであった。

このように、法律に対する憲法の優位性が確立しているにもかかわらず、憲法に認められている権利を訴訟当事者は主張できないというパラドックスが、フランスには存在していた。さらに、憲法院は、2004年に確認された判決（DC2004-496号判決）を明確化した2006年の判決（DC2006-540号判決）において、フランスの憲法的アイデンティティに固有な諸原則があることを認めたが、これらの諸原則は、当然ながら、条約適合性審査の枠組みでは保護されない。

法治国家の見地からも問題のあるこのような状況に対し、二つの解答が考えられた。その一つは、通常の裁判所も合憲性審査を行うという、合憲性審査の拡散〔非集中型合憲性審査〕を認めることであった。しかし、このような非集中型の審査制度をとると、二つの別個の裁判系列がそれぞれ独立して存在するという特徴をもつフランスの裁判制度において、法的安定性の点で問題が生じるおそれがあった。もう一つの解決方法は、訴訟の際に具体的審査として提起される法律の合憲性審査を憲法院へ集中的に委ねることであった。もっとも、市民が直接に憲法院に合憲性審査を付託するという方法はそれほど真剣に検討はされなかった。

事後的な合憲性審査制を設置するいくつかの試みは失敗に終わり、これらを経て、再度この問題が憲法改正のプロセスの俎上には、2007年まで待たなければならなかった。この改革は、相互に関連する三つの目的に応えるためだった。その目的とは、実定法秩序から違憲の法律規定を排除すること、市民が憲法から生ずる権利を〔裁判で〕主張できるようにす

ること、そして、実定法秩序における憲法の優位性の確保、である。2008年7月21日、両院合同会議でこの憲法改正案が可決され、2009年12月10日に、これに関する組織法律が公布された。そして、この新たな違憲審査手続は、2010年3月1日から施行されている。

この手続は大筋、次のように展開する。すべての裁判所における訴訟の際に、訴訟当事者は、憲法により認められている権利や自由が、訴訟に適用される法律規定によって侵害されていることを主張することができる。この合憲性問題（QPC）は、場合によっては同時に提起される条約適合性問題に優位し——この優位性から、「合憲性優先問題」という名称が付けられた——、訴訟の進行を停止させる。裁判所は、事情の変更がある場合を除き、当該規定がすでに合憲と宣言されたことがないかどうか、そして、このQPCに重大性があるかどうか、を遅滞なく判断しなければならない。これらの条件が満たされる場合、二重のフィルターのメカニズムに沿ってQPCは、関係する裁判系列によりコンセイユ・デタあるいは破毀院に移送される。3ヵ月以内に、これらの機関は当該QPCに重大性があるか、あるいは新規性をもつかを判断し、これが肯定されれば憲法院に移送する。憲法院は、QPCの対象とされている規定を違憲と判断する場合、当該規定の廃止を判決で宣言し、判決の時間的効果を調整する権限を行使する。

合憲性優先問題の手続は、実際に成果をあげている。

QPCが施行された2010年3月1日から2015年4月までの間、コンセイユ・デタと破毀院は、計465件のQPCを憲法院に付託した。この内訳は、コンセイユ・デタの移送決定が207件、破毀院の移送決定が258件である。

総計2360件の、憲法院に宛ててのQPCが提起されたが、そのうちの80.3%は移送を認めない決定であった。コンセイユ・デタに移送された856件のうち憲法院へ移送されたのは24%であり、破毀院の場合、移送された1504件のうち18%が憲法院へ移送された。

さらに、選挙訴訟については、憲法院へ直接に5つのQPCが提起されている。

2010年3月1日以降、憲法院は395件の判決を下した。比較として述べると、事前審査については1958年から、すなわち56年間で711件の判決が下されている。QPC判決の方の内訳は、合憲判決56.2%、留保付き合憲判決14.1%、完全な違憲判決14.6%、部分的違憲判決9.3%、免訴〔疑義なし〕4.5%、手続に関する判決1.3%である。

本講演では、日本には直接的な関わりのない、フランス国内の実定法秩序とヨーロッパの実定法秩序との関係については論じず、裁判所の権限の強化と訴訟当事者の権利の強化という二つの大きな論点を取りあげる。これらの論点は、QPCの手続を正当化するものであると同時に、QPCの実施により生じた結果でもある。

I QPC と裁判所権限の強化

フランスの特徴は、裁判所の権限の存在に対しある種の不信があることである。

アンシャン・レジームにおいて保守的な高等法院 Parlements が、君主政の下でのほのかな改革の意思を妨害した。よく知られているように、フランス革命時にこの高等法院に対して生じた不信感が、裁判権に対する不信の元となっている。

フランスにおいては他国以上に、法律のみが一般意思を表明するものであるという考えが強く、裁判所がそうした一般意思を検証するものとして存在するいかなる正当性ももっていないと考えられていた。第三共和制下の憲法制度に定着していた法律中心主義や議会主権によって、このような考えは一層強くなった。

実際、外部から、すなわち主にヨーロッパにおける法から、こうした考えの根底を揺るがすような衝撃がもたらされた。条約、特に欧州人権条約やEU法に反すると裁判で判断された法律については、いかなる裁判所であってもその適用を排除することができるようになったからである。その時点から、法律の至高性という神話は消えざるをえなくなった。裁判所の

独立性と、政府や議会から原則的に侵害されない裁判所固有の権限の承認に特色づけられた真の裁判所の権限が憲法院によって認められたことで（DC 80-119号判決）、徐々に、フランス法は他の民主主義諸国の法と歩調を合わせるようになった。

少しずつではあるが、権力を行使するようになった裁判機関は、憲法が認めている独立性を要求するだけでなく、一定の自律性をも獲得していった。そして今では、裁判所は、社会の変化に法を適合させるなかで、政治権力と競合するものとしての地位をえるまでになった。

もっとも、フランスでは裁判機関は複数の系列に分けられている。コンセイユ・デタと破毀院を、行政裁判系列と司法裁判系列のそれぞれの最高裁判所と論じることができるほど分離されている。しかし、これらを最高裁判所と呼ぶのは明らかにこの言葉の誤用である。フランスの制度は、正確に言えば、裁判システム全体を制御する最高裁判所がないことを特徴としているからである。

このように、フランス法における最高裁判所の概念は非常に特殊な性質を有している。それゆえ、憲法院が最高裁判所へ変容しているかどうかという議論は、法的な意味合いよりも政治的な意味合いの方が強い。この議論は、実際のところ、QPCが具体的に提起された訴訟全体において、憲法院が自らの判決と憲法規範とを優位させることができるのかという問題を意味する。しかし、この議論においても、最高裁判所としての役割が欧州人権裁判所に奪われている面があること——この点は本講演では扱わないが——を忘れることはできない。

QPCは、裁判所のなかでも特に憲法院と立法府の間の新たな関係を示している。

1. QPCと国内裁判所間の関係

QPCの制度枠組みに関わる裁判所の間には対立もあったが、その対立を乗り越え、QPCによって判例の調和が強化され、憲法院判決の権威が高められた。

a) 法律解釈の不和から調和のとれた解釈へ

QPCが設置されてすぐに生じたのが、憲法院と移送担当裁判所（コンセイユ・デタ、とりわけ破毀院）の間の、法律の解釈に関する権限にどちらが責任をもつかの問題だった。これは、可能性として合憲解釈と違憲解釈の双方がありうる法律規定に対し、憲法院がどのような態度をとるべきかという問題でもあり、したがってQPCを移送した裁判所の解釈に憲法院は拘束されるのか否かを定める問題であった。生ける法の理論が、これに対し考えられうる対応の一つを提示した。この理論は、法律規定の解釈に関し、憲法裁判所と他の裁判所との関係を調整しようとするものである。憲法院はこの理論を用い、判決（QPC2010-39号判決）において、「破毀院により確立された判例が当該法律に与えている効力の範囲内で」その合憲性を検討した。本判決における原則的判決理由 *considérant de principe* では、「QPCを提起することにより、すべての訴訟当事者には、判例により確立された解釈が当該法律規定に与えている実際の効力について合憲性の異議を申し立てる権利がある」と述べた。法律の解釈者としての破毀院の重要な役割がこのようにして認められた。確立された法律解釈が関わる場合、憲法院は破毀院の解釈を自らの解釈に置き換えるのではなく、破毀院が解釈したとおりの法律について、その合憲性を評価する。破毀院は、憲法院のこうした分析手法に同調している。

また、移送担当裁判所の方でも、判例変更をすることで、憲法に適合する法律の解釈を考慮することがある。こうすることで、その法律に対するQPCに重大性はないと判断する。このように、破毀院自身が法律を合憲と解釈する、すなわち、事実上の合憲性審査を行う。請求理由を整理することになるこのような判例変更は、「自己修正」メカニズムといえるものであるが、法律規定の違憲な適用を防ぐというQPC手続の目的に適用するのである¹⁾。このような判例変更がなされるのは、破毀院で確立された解

1) Cf. J. Y Marechal, note sous Cass. Crim., 12 avril 2012, n° 12-90004, JCP ed gale 2012, n° 27, p. 1322; cf. Cass. Crim., 26 juin 2012, n° 12-80319, Etude N. Maziau, D 2012, 1833.

釈が合憲性に関する問題を提起している場合である。このような判例変更によって、法的安定性を脅かすことなく、直ちに憲法上の要請が考慮される。また、このような判例変更は、憲法院判決の解釈上の既判力に対する考慮の表れでもある。QPCの手續が設けられれば、憲法院は、必ずしも申し立てられた規定の廃止を宣言するのではなく、解釈留保という手段を用いて、破毀院判決を糾弾することになる、そのような形でQPCが使われることになるのではないかと懸念されていた。しかし、破毀院自身の方で判例変更を行ったのであった。このように、憲法上の要請はさまざまな方法で広められ、尊重されている。

すなわち、QPCは法的安定性を脅かすものと、かつては考えられていたが、実際には、QPCは、憲法院のコントロールの下で行われ、移送担当裁判所との協力によって、法律解釈の、より広くいえば判例の調和をもたらしめている。この判例の調和は、法的安定性という要請の充足に寄与するかたちとなっている。しかしながら、このようなあり方は、立法府を犠牲にして、本来社会の調整者である立法府の意思は探求されずに、裁判所間の対話を促進する結果になっている、と指摘されている（以下を参照）。

b) 移送担当裁判所と憲法院

提起されたQPCに重大性があるかを審査する移送担当裁判所（破毀院またはコンセイユ・デタ）は、事実上、真の合憲性審査を行っている。しかし、これらの裁判所は、申し立てられた法律規定を合憲と宣言することはできても、逆はできない。すなわち、違憲を宣言する特権は憲法院にしかない。

多くの場合、移送担当裁判所は、憲法原則の内容や射程を明らかにした上で、複数の憲法原則の間の調整を行うようになっている。すなわち、通常裁判所が専念して行う合憲性審査の核心は、比例性の審査にある。

この比例性の審査は、「合理的相当性 *raisonabilité*」の審査の形をとることがある。例えば、破毀院社会部は、2014年4月10日判決（14-40008号判決）において、組合のために企業が共有スペースを提供する義務（労働法典 L2142-8条1項）について、「組合がその場所を自由に利用する必要

性と、企業規模を考慮した上で雇用主〔使用者〕に課される経済的負担との間で合理的な均衡がとれており、この均衡は組合活動の自由を侵害していない……」と判示した。このような解決方法は許容されるだろうが、本判決の文言は妥当性の審査としてなされる審査に近いものである。

c) 憲法院判決の既判力の強化

法律を適用する裁判所は、欧州人権裁判所の判決には解釈上の既判力を広く認めてきたが、憲法院判決にはこのような既判力を認めてこなかった。この状況は QPC によって、明らかに、そして想定よりも早く覆された。

・憲法院判例に対する考慮が黙示的な参照にすぎない場合でも、憲法院判決の解釈上の既判力は示されている。

例えば、破毀院は有責性の推定〔無罪の推定の例外で、被告人の側が有責でないことを証明する責任を負う〕の原則に関する憲法院の判決をとりあげ、これを理由に QPC の移送を拒否している²⁾。それによると、「反証の余地のない性格を帯びていない場合、かつ防御権の尊重が確保される場合」は、特に違警罪に関しては、有責性の推定が働くとするものである。破毀院は、2011年9月14日の判決で、責任原則の憲法上の射程に関する憲法院の判決を黙示的にとりあげた。それは、「損害を引き起こした本人の責任を他の自然人あるいは法人の責任に置き換えることで」、立法府が部分的に例外をもたらすことは許される³⁾、とするものであった。

・裁判所はまた、憲法院判決を明確に参照することもある。

例えば、破毀院刑事部は、2011年4月27日判決（11-90.010号判決）において、「搜索と押収を定める法文がもたらす保障に関して、対審の原則はこれらの必要手続 diligences には適用されないとした憲法院判決」を参照した。また、破毀院刑事部は、QPC の手続において、「憲法院判決によれば、司法機関には裁判官と検察官の双方が含まれる」と判示した。ま

2) Cass. crim., 22 juin 2011, n° 11-90. 053.

3) Cass. 1^{re} civ., 14 sept. 2011, n° 11-40. 051.

た、原告が憲法院判決を援用したところ、破毀院は、申し立てられた規定が、「趣意書に引用された憲法判決において援用されていた憲法規定を侵害しているか」どうかを検討した⁴⁾。

・また、憲法院判決に対する考慮として、フィルターの役割を果たす裁判所の下におかれた事件の状況と類似した状況について憲法院が下した判決が参照される場合もある。

破毀院は、2011年1月25日の判決において、運転免許証の取消しに関する規定について、憲法院がこの規定と同じ内容をもつ〔別の〕規定について合憲と判断していたため、本件の規定に対する提訴理由には重大性がないと判断した⁵⁾。この件で破毀院は、明確に憲法院判決を参照している。

・最後に、憲法院が解釈留保を付すことによって、破毀院判決が「凍結」されることがある。

この場合、破毀院判決は憲法化され、さらに、場合によってはその判決の射程は広げられる。この意味では、破毀院は、自らの判決が憲法化されると、憲法化された点に関しては判例の変更ができなくなる。それは、このような解釈留保が、判決に不可欠な支柱をなす判決理由として憲法62条の既判力をともない、すべての裁判所を拘束するからである（コンセイユ・デタ2011年3月2日第323830号判決）。

憲法院の解釈は、このように統一される傾向にあり、こうした統一化が法分野全体に広まっている。そして解釈の統一化はまた、法の均質化の促進、すなわち、法的安定性の向上に役立つことになる。

2. QPC と、裁判所と立法府との関係

QPCは、立法者（すなわち立法に関わる機関という意味で、政府と議会をさす）と憲法院の関係を必然的に修正する効果をもっている。実際、事情の変更を考慮することで、裁判所は政治的機能に干渉する。廃止判決

4) Cass. 2^e civ., 20 sept. 2012, n° 12-40. 056.

5) Cass. crim., 25 janv. 2011, n° 10-90. 119.

の効力発生を時間的に調整することで、憲法院は直接に議会の議事日程に干渉している。法律の空白を確認することで、さらには解釈留保を付すことで、裁判所は直接的に規範形成機能も果たしている。このように QPC のメカニズムによって疑いもなく、憲法院は法律の生成に一層強く干渉するようになっていく。

a) QPC の受理可能性の枠組みにおける事情の変更に対する考慮

QPC メカニズムによると、一定の条件が充足する場合は、QPC を提起された裁判所は当該 QPC をコンセイユ・デタあるいは破毀院に移送しなければならないと定められている。その条件とは、事情の変更のある場合を除き、申し立てられた規定が、憲法院判決の理由や主文においてすでに合憲と宣言されていないことである。憲法院に QPC を移送する裁判所自身も、この条件が尊重されているかどうかを判断する。

事情の変更がある場合、この条件は適用されないという限定には重要な意味がある。実際、事情の変更には、とりわけ憲法の改正といった法的な事情の変更のみをさすばかりではなく、事実としての事情の変更も含まれる。事実としての事情の変更を示唆することは、法律が適用された状況に対する考慮を強く促すことになる。すなわち、社会の変化に応じて法を適合させる、すなわち一般利益を定めるという立法府の役割が問われることになり、違反を正す役割を有する裁判所の介入によって、立法府の役割と競合するようにも思える。裁判所は原則として自らの手で法律を修正することはできないとしても、立法府に法律の修正をすることを催促するのである。

法的な事情の変更は、判例自体の発展から生じることもある。例えば、破毀院は、申し立てられた法律規定の一つ（刑事訴訟法典393条）がかつて憲法院により合憲と宣言されたことがある（DC80-127号判決）としても、「公訴前手続における防御権の行使に関する憲法院の近年の判決は、性格として法的な事情の変更を構成する」として、警察留置の結果召喚された者はすべて検察に出頭すると定める刑事訴訟法典の規定に関する QPC を、憲法院に移送した（2011年3月1日、刑事部10-90.125号判決）。憲法院は、

この分析を自らの判決（QPC2011-125号判決）でも認めている。

事実としての事情の変更については、この種の変更の判断は裁判所の手のなかにあるといえる。例えば、合憲と判断された警察留置に関する規定は、留置対象者の権利を強化する新たな規定によって修正されたが、この修正後の規定に関する判決（QPC2010-14/22号判決）において憲法院は、事情の変更があると判断した。本件における事情の変更は、法的な事情（警察留置を決定することができる権限者の拡大という刑事手続規則の改正）と、事実としての事情（警察留置に関する訴訟の頻発化）の双方の変更を原因としていた。憲法院はこのように、立法全体とその適用状況まで考慮する。

b) 立法不作為に対する制裁

立法府の不作為によって、憲法が訴訟当事者に承認している権利が侵害されている場合、立法不作為も憲法違反として制裁される。

立法府が権限の行使を怠っていることが、憲法が保障する権利や自由を侵害する場合にのみ、この不作為を QPC の根拠として援用することができると憲法院は判断した⁶⁾。立法府の消極的無権限〔立法府の権限行使の不十分さ〕が、憲法により承認されている権利や自由を侵害しているとして、憲法院はこれを理由とする訴えを職権で提起した。憲法院は、立法府に、判決内容に相当する効果を有し、実体的・手続的な保障をともなう規定を採択するための十分に広い裁量の余地を与えながらも、この消極的無権限を違憲とした。

この判決は、立法機能の行使に対し、裁判所の大きな介入を示していることは明らかであった。

c) 憲法院判決の時間的な適用

この問題について憲法院は次のように述べている。「原則として違憲の宣言は QPC の提起者に利するべきであり、違憲と宣言された規定は憲法院判決の公示日に係属中の訴訟に適用されることにはならないが、憲法62

6) Cons. const., déc. n° 2010-5 QPC.

条の規定は、憲法院に、廃止日を定めたり、廃止の効果発生を延期したりする権限、あるいは違憲と宣言される前に当該規定が生じさせた効果を検討する権限があるとしている」(QPC2011-163号判決)。

この効力発生を延期は主に、法的安定性の要請により正当化される。例えば、憲法院は、QPC2010-45号判決において、法的安定性に及ぶ影響が明らかにゆきすぎたものになると指摘し(このように、憲法院は暗に法的安定性を憲法上の要請と認めている)、規定廃止の効果発生を2011年7月1日まで延期した。このように、憲法院の判決は当該規定を暫定的に有効とする効果を生じさせる。実際、憲法院は、次のように判示している。違憲と宣言された法律規定を根拠として講じられた命令行為はこの日(判決公示日)から失われる、そして、この日以前に同様の規定を適用してなされたその他の諸行為については、この違憲性の根拠に対して異議を申し立てることはできない。

また、廃止の即時的な効力が、違憲性を一層悪化させることになる場合には、効力発生を延期が正当化されることがある。例えば、憲法院は、QPC2012-268号判決において、戦争孤児の状態にあることを認定する宣言に関する法律規定を、一定の人々が訴えを提起できる要件が定められていないという理由で廃止した。しかし、この規定を即時に廃止すれば、戦争孤児の決定に対し申し立てる権限自体が削除されることになり、違憲性の影響は重大になる。本件においてはかなり長い期間(18ヵ月)判決の効果発生が延期されている。

憲法院が定める延期期間はさまざまなものとなっている。というのも、憲法院が働かせる考慮は偶然的な状況に左右されるからである。例えば、憲法院は、QPC2012-235号判決において、精神科治療の承認措置において、裁判機関から知事へなされる情報の伝達に関する規定を違憲としたが、この違憲判決の効果発生は2013年10月1日まで、すなわち17ヵ月以上も延期されている。本件の期間を定める際に、憲法院は議会選挙の日程を考慮したと考えられている。ここでは憲法院は、逆に、立法府の立法機能に一定の尊重を示している。

廃止の判決が即時に適用されることで、直接的な規範形成効果が生じることがある。例えば、QPC2010-62号判決において憲法院は、被疑者あるいはその弁護人が予審裁判官の意見や検察意見書の内容を十分に理解してからでなければ、自由及び勾留担当裁判官は釈放の請求を棄却することはできないと述べた。廃止の判決の即時適用はまた、法的な空白を補う形で規範を生み出す効果を有する場合がある。実際には即時の廃止により法的空白が生じるが、それを立法府に委ねることなく憲法院が自ら補填するのである。例えば、QPC2012-250号判決で憲法院は、行政裁判機関（社会扶助中央委員会）に公務員が含まれているという理由で、この裁判機関の権限を違憲とし、公務員を除く他の委員構成については有効とした。また、憲法院は、本判決はその公示日から効力が発生すると述べた。このように、この裁判機関の委員の構成は事実上、もはや立法府が定めているのではなく、憲法院が定めている。

次に、憲法院が、自らに認められている複数の権限を行使することに至った核心的な判例を検討する。憲法院は、QPC2014-457号判決において、懲戒機関として機能する全国薬剤師評議会の構成について定める法律規定について、この会の構成に発言権を有する公務員が数人含まれていたためにこれを違憲と宣言した。この違憲の宣言の時間的効果について憲法院は3段階に分けて扱った。第一に、憲法院は、違憲と宣言された規定を即時に廃止すると、懲戒を判断する全国薬剤師評議会の構成を変える効果が生じるであろうと指摘した。この点について、憲法院はQPC2010-10号判決においては、即時に判決の効力を生じさせ、海事裁判所の構成をかえることに躊躇しなかったが、本件では、即時の適用によりこの機関の権限にも影響が及ぶだろうと述べている。憲法院は次に、(9ヵ月より少し長い期間)判決の効力発生を延期し、他方で移行措置を定めた。すなわち、判決の公示日から新たな法律が施行されるまで、遅くとも立法府に委ねられた期間が終わるまで、知事は懲戒機関としての全国薬剤師評議会の構成員とはならないと述べた。最後に憲法院は、法的安定性により正当化される「有効化」の措置をとった。すなわち、本判決の公示日以前に下された全

国薬剤師評議会の決定を、確認された本件の違憲性の根拠に基づいて再度問題にすることはできないが、本判決の公示日に確定していない決定に対し本件違憲性を援用する場合は除くと述べている。

このような憲法院による判決の効力に対する時間的コントロールは、明らかに、立法府が有する強力な規範形成手段に相当している。立法府は、憲法院が自らの考えで自由に判決のなかで明示した一般利益の定義に応えるのである。おそらく、判決の効果を延期するというコンセイユ・データに認められていた権限を憲法院に拡大したことが、2008年の憲法改正の、最も明白というわけではないが、重要な要素であろう。ある意味で、裁判所が、一般利益に適用という名目で違法な規定を有効と認めている立法府にあって、行動するといえる。

d) 解釈留保に対する訴え

解釈留保は単に法律の解釈に関わるだけでなく、法律の適用要件にも関わる。例えば、憲法院は、QPC2011-143号判決及びQPC2011-144号判決において、留保により命令制定権が法律適用要件を定めなければならない状況について明らかにしている。

憲法院が法律に解釈留保を付す場合、その留保が立法措置を修正するに至る場合がある。憲法院は、QPC2012-251号判決で、下水汚泥税は汚泥を作り出す下水処理業者が散布の許可をえた下水汚泥のみを基礎にしなければならないと述べた。また次の留保は一層直接に、法律を書き換え、既存の法律を修正することになった。それは、憲法院が、酩酊状態の者が留置所に収容されている時間を警察留置の期間に含めなければならないと判断したものである（QPC 2012-253号判決）。

最後に、違憲の宣言により憲法院は、憲法院判決が求める立法府の作用に枠をはめる、すなわち立法府にいわば指示を出すことがあることも指摘しておく。憲法院は、QPC2012-235号判決において、次のような法律規定を違憲と判断した。これらの規定は、一定の条件に基づき不起訴処分、刑事的責任能力なしの決定あるいは同内容の宣言をともなう判決を受けた者の精神状態が治療を必要とし、かつ人々の安全を脅かすか、または公共

秩序に重大な侵害を及ぼすと司法機関が考える場合、当該機関が、一定の条件の下で精神科治療を許可する措置をいわたすことができる県知事にこれを通知する場合について定めていた。本件で憲法院は、犯した犯罪の重大さや犯罪の性質に関わりなく知事へ情報を通知することが可能であり、申し立てられた諸規定には不起訴処分等になった者の事前情報について何ら定められていないという理由で当該規定を違憲とした。このように憲法院は否定的な表現をもって、立法府が定めなければならない規範を明らかにしている。

憲法院は解釈留保を用いて、自らの規範形成権限の行使に幅をもたせているといえる。

II QPC と訴訟当事者の権利の保護

QPC の重要な効果の一つは、訴訟当事者やその弁護人に加え、裁判官が関与することにある。QPC により、権利及び自由が広く保護される。QPC の手続は、訴訟当事者に向けられたものであるが、他方で、規範形成システムの一貫性を配慮して作られている。それは、裁判所が行う合憲性審査が抽象的審査にとどまっているからである。

1. 法のアクターの、憲法上の要請に対する考慮

弁護人や裁判官といった実務家が、憲法規範を考慮するようになってきた。司法系列の裁判所も行政系列の裁判所も、憲法院判決の解釈上の既判力を承認するという形で、あるいは、自らの判決に憲法院の既判力を適合させるという形で、あるいは、QPC 後の訴訟において憲法院の廃止判決を受けて実行する形で、憲法院の判決をとりいれている。他方で、QPC が優先的な性質を有するがために、欧州レベルにおける基本的権利や自由の保護については、その効力が維持されてはいるものの、補充的なものとなっている。憲法による保護が不十分だと確認される場合にだけ、問題が欧州のレベルで扱われるからである。とりわけ、QPC という新たな手続

は、権利や自由の保護に関してめざましい進歩をもたらしている。それは、訴訟当事者が憲法院の法廷に、より容易にアクセスできるようになったからである。

実際、弁護人は必ず、適用される法律に関して合憲性問題を提起するようになってきている。彼らがとるアプローチには次のように複数の局面があり、これらが裁判所の審査に付されることになる。

- ・法律規定が、憲法院判決の理由や主文で合憲と宣言されたかどうかを検討する。

- ・もしそうだった場合、再検討を正当化する法的な事情の変更、あるいは事実としての事情の変更が援用できるかどうかを検討する（とくに法的な事情の変更は、憲法の新しい規定、憲法院の新しい判例、コンセイユ・デタや破毀院の新しい判例、さらには適用される法律規定の改正からも生じうる）。

- ・提起しようとする QPC に重大性があるかどうかを検証し、場合によっては、重大性があることを証明しようとする（これには、憲法院判決の分析が含まれる）。

もっとも、異議を申し立てられる規定は、当該訴訟に、あるいは手続に適用可能でなければならない。破毀院は、一般的に、訴訟の解決に影響を及ぼさない規定は当該訴訟に適用することができない規定であり、このような規定に基づく QPC を受理することはできない、と述べている⁷⁾。破毀院は、申し立てられた規定が当該訴訟に適用可能だとしても、「QPC に対する回答が当該訴訟の結末に影響を及ぼす性質を有しない」場合、その QPC は移送の理由をもたないと考えている（第二民事部2014年4月10日13-24746号判決、第二民事部2013年4月25日12-26176号及び12-26177判決、社会部2014年6月13日13-26353号及び13-26357号判決、社会部2014年7月10日14-40025号判決）。コンセイユ・デタはこの点について、破毀院よりは柔軟な立場をとっている。

7) Cass. 1^{re} civ., 26 juill. 2011, n° 11-40. 042.

上級裁判所の弁護士が憲法院という法廷にアクセスできるのは当然であるが、QPCの法廷へのアクセスが開かれているということは訴訟参加のメカニズムにも示されている。

QPCのための憲法院における手続に関する規則6条は、訴訟参加を認め、その要件を明確に示している。まず、参加を求める者は特別な利害関係があることを証明しなくてはならない。訴訟参加者は、QPCの提起者と同じ立場におかれることに留意する必要がある。したがって、QPCが提起された元の争訟と当該利害関係者が無関係であるとしても、そのQPCは全ての利害関係者の間で審理される対象となりうるものでなくてはならない。また、訴訟参加者は新たな提訴理由を提起することができる（これに対して、QPCの提起者は、そのQPCが移送されたコンセイユ・デタや破毀院に対し、そのようなことはできない）。審理に訴訟参加者が加わることで、QPCの手続の対審的性格は強化される。訴訟参加者に関係書類が送られるとともに、彼らの意見が当事者及び関係諸機関に送られる。関係諸機関にはその意見に応えるために一定の期間が与えられる。訴訟参加者の代理人は憲法院で口頭で意見を述べることができる。原則として、意見の提出は、憲法院へQPCが移送された日から3週間以内と定められており、この期日は憲法院のインターネットサイトに掲載される。

2. 保護の対象となる権利と自由

憲法改正草案の、広い意味での準備作業のときから、憲法の法文の解釈については、訴訟当事者は、憲法が承認している自由や権利の侵害に対してしか援用できないと解されていた。この点については完全な一貫性と一致がある。制度に関するQPCについては、原則として、制度に関する規範はQPCで援用できないが、実際に下された解決方法は次に示すようにさまざまである。

司法機関の権限と自由の原則とに関連があることを理由として、いくつかの原則はQPCで事実上援用することができる。立法府と命令制定権との間の権限配分についても同様である。憲法院は、憲法が保障する権利ま

たは自由が侵害されている場合にのみ、立法府による権限の不行使を QPC の根拠として援用することができる⁸⁾。また、QPC の手続では、社会権（住居を求める権利、健康の保護を求める権利、労働権等）を構成する憲法的価値を有する目的への侵害も援用することができる。法的安定性の要請についても同様に援用しうる。同様に、QPC の根拠として援用しうる諸原則のなかには、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理（PFRLR⁹⁾）がある。QPC の手続において憲法院は、新たな PFRLR を見出すこともある。環境憲章が、QPC の枠組みで援用可能な権利及び自由の特権的な淵源をなしていることも指摘できる。QPC の根拠として援用される諸原則のなかで経済に関わる諸原則、とりわけ企業活動の自由が占める位置についても考慮することが適切である。

3. 抽象的性質の審査にとどまっている QPC で行われる審査

QPC は、申し立てられた法律規定についての抽象的審査であって、法律の適用に関する具体的審査ではない。この点が特別の問題を提起しているとは思われない。したがって、破毀院は、「法律に関わる憲法違反、あるいは古くから確立した判例の適用に関わる憲法違反と見せかけて、特定の事実の状況に対する判例の適用について異議を申し立てるにすぎない」QPC を退けている（破毀院民事部2014年2月6日13-22073号判決）。コンセイユ・デタも、2014年12月3日382684号判決において、これと同じ立場をとった。原告は、裁判所が行う適用を問題として、法律に対して異議を申し立てることはできない、とコンセイユ・デタは判断している。実際、QPC という手段で確立された判例について申し立てることができるとし

8) Cons. const., déc. n° 2010-5 QPC.

9) 第五共和制憲法前文で参照されているために、第四共和制憲法前文はそれ自体が憲法的価値を有するが、PFRLR とは、この第四共和制憲法前文が援用する諸原則のことである。これらの原則は第五共和制憲法の憲法制定者たちによっては列挙されておらず、そのほとんどは第三共和制（1870-1939年）の下で作られた法律に依拠するものである。

ても、行政裁判所による具体的な法律解釈は特定の状況に対する法律の適用にあたるのであり、これを当然としてQPCで訴えることはできない。

申し立てられる法律規定はQPCの対象となるものでなければならない。「破毀院の確立された判例」に関わるにすぎないQPCは受理されない（破毀院社会部2014年7月3日14-40026号判決）。

QPCの手続は明らかに大きな改革である。QPCにより、フランス法は、すべての法治国家に関わる発展、そして、とりわけ裁判所権限の強化という形で表明される発展に適合するものとなった。裁判所は、基本権の内容について十分に制御を行う比例性原則を駆使して基本権の保護を確立する役割や、一般利益を考慮する役割や、裁判系列間の関係を調整する役割を担うようになっている。この総合的な発展は、よりミクロな戦略的観点、すなわち、このQPCという現象に関わる裁判所間の制度上の対立や裁判系列間の構造的変動を秘めている。他方で、法的安定性が損なわれる危険があるということがこの新たな手続に反対する主要な論拠であったが、そのようなことは全くおこらなかった。QPCは、この制度枠組みに関与する裁判所の間に存在していた敵対関係を乗り越え、判例の調和を促進した。最後に、法律の裁定者である憲法院が、法的安定性の要請に対し、特別なかつ適切な注意を払っていることを指摘しておく。このことは、憲法院の構成に法律家と政治家双方が存在することとおそらく無関係ではないであろう。憲法院の構成はその均衡という点で別途、議論があるとは思われるが。